

## 2 放課後児童クラブの課題 (1/2)

### (1) ハードからソフトへ

#### 今までの取り組み (ハード重視)

##### 【量的拡充】

- ① エリア充足率 (開設校の拡充)  
2015年度 57% (33校) ⇒ 2023年度 98% (50校)
- ② 児童クラブの増設 (待機児童の解消)

##### 【質的拡充】

- ① 支援員の資格取得・専門研修の受講 (県主催)
- ② 児童クラブの質の向上 (運営の平準化)

#### 今後の取り組み (ソフト重視)

##### 【量的拡充】

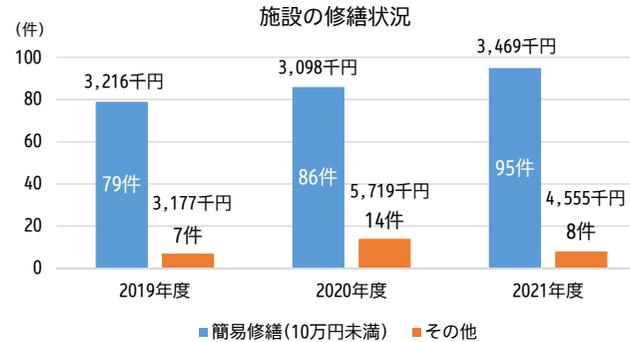
- ① 児童クラブの増設 (待機児童の解消)

##### 【質的拡充】

- ① 支援員の資格取得・専門研修の受講 (県主催)
- ② 支援員の質の向上 (スキルアップ)
- ③ 活動プログラムの充実
- ④ 利用ニーズに応じた開所時間の延長
- ⑤ 児童クラブの質の向上 (運営の平準化)

#### 事業規模の拡大により増加している業務

- ① 入会児童数の増加による入会決定事務  
2018年度 2,486人 ⇒ 2022年度 3,492人 (1.4倍)
- ② 減免制度導入(2022年度～)による徴収事務  
2022年度 828人 (全体の24%)
- ③ 支援員の増員に伴う任用事務  
2018年度 240人 ⇒ 2022年度 370人 (1.5倍)
- ④ 児童クラブの増設に伴う施設修繕



#### 現状

今後も増加する業務に対し、抜本的な運営の見直しが必要



今後取り組むべき質的拡充への対応が困難

民間活力の導入を検討

### (2) 課題と対応

#### 課題① 支援員のスキルアップ (専門性の向上)

事業の拡大により、増加する支援員個々に応じた研修不足

#### 課題② 利用ニーズへの対応

保育所の利用延長に合わせた児童クラブの利用延長

#### 課題③ 運営コストの抑制

事業の拡大に応じた効率的な運営による利用料金の抑制

課題に対し

民間活力の導入



国の補助金活用

対応

#### 民間活力の導入による5つの効果

- ① **活動内容の充実**  
民間事業者のノウハウを導入した個人研修の充実  
専門講師の派遣による活動プログラムの導入
- ② **支援員の処遇改善【国の補助金活用】**  
資格や経験年数による処遇改善による専門性の向上  
⇒市の雇用形態(会計年度任用職員)では困難
- ③ **利用延長の導入【国の補助金活用】**  
柔軟かつ効率的な雇用形態による利用時間の延長(延長料金制)  
⇒保育所の利用延長に合わせ、子育て支援施策の一貫性
- ④ **行政のスリム化**  
民間事業者の効率的な事業運営による業務量の削減
- ⑤ **利用料金の抑制**  
一般財源(市の支出)の削減(国の補助金活用による)

#### 民間事業者による質的拡充の実施例

##### 【研修体制の例】

- ・ 動画による支援マニュアル  
⇒個人のスキルに合わせた支援マニュアル
- ・ 他自治体の児童クラブとの意見交換
- ・ 専門家によるサポートチームの設置

##### 【処遇改善の例】

区分	月額加算
リーダー	20,000円
サブリーダー	15,000円
資格+経験(5年)	10,000円
資格	5,000円

2 放課後児童クラブの課題 (2/2)

(3) 運営による違いと予算比較

○運営による違い

	利用時間の延長	施設管理	施設の修繕		入会決定	支援員の雇用	支援員の処遇改善	支援員のスキルアップ	料金徴収	補助金の活用
			簡易(※)	その他						
①直 営	×	○	○	○	○	○	×	△	○	×
②指定管理	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
③業務委託	○	×	×	×	×	○	○	○	△	○

※10万円未満の修繕

ポイント

- ①直 営 事業の拡大により、効率的な事業運営および質的拡充への対応が困難
- ②指定管理 一括した民間活力の導入により、サービスの向上と効率的な事業運営の両方を図ることが可能
- ③業務委託 部分的な業務委託しかできないため非効率

(単位: 百万円)

3年間の予算見込の比較(直営と指定管理)



※直営は利用延長・支援員の処遇改善を含まない  
 ※指定管理により事業費は拡大するが、活用できる補助金が増え、一般財源が削減する(利用延長、支援員の処遇改善を含む)

(4) スケジュール (案)

○指定管理導入スケジュール

年度	2022年度	2023年度				2024年度	2025年度	2026年度
月	3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4月~3月	4月~3月	4月~3月
議 会	債務負担 予算上程			指定管理 指定議決			債務負担 予算上程	指定管理 指定議決
選定審議会		指定管理審議会						審議会
事業者選定		公募 【3年】	仕様書 協議	協定 締結	移行準備期間			公募 ※評価が 良好であ れば5年 に延長
保 護 者				保護者周知			事業評価 (保護者アンケート)	
運 営		直 営				指定管理【3年】		

※最初の指定管理の期間は3年間とし、事業評価が良好であれば、切り替えの際に5年間に延長する。

(5) おやつ提供は市の業務へ

保護者会の役割の見直し

- 【今まで】
- ①おやつ提供(おやつ購入)  
→保護者会費を毎月徴収(支援員が会計、購入)
  - ②保護者間の親睦を図る
- 【今後】
- ①保護者間の親睦を図る  
→必要があれば、その都度、保護者会で徴収

利用延長を見据え、補食としての「おやつ提供」は市の業務と位置づける  
 →民間事業者のノウハウにより、会計や購入を支援員の業務から切り離す(児童の支援に専念)